

Ⅱ. 利用上の留意事項

1. 資本装備と減価償却費

- (1) 資本装備は新調時価額で算出し、減価償却費については原則として法定耐用年数が15年以下の償却資産についてはその50%が償却済として各作物別に配分し、単位(10a)当たりで算出(全額償却で計算)した。

2. 資本額の調達

- (1) 資本額の内訳は、固定資本を全て借入資本、流動及び労賃資本を全て自己資本とした。
- (2) 支払利子及び自己資本利子(見積額)は、農林水産省の調査と同様に、係数及び年利率(4%)を用いて計算
- ア 支払利子
= 固定資本(資本装備調達額) × 1/2 (現存価格率) × 4%
 - イ 自己資本利子
= 流動資本(減価償却費以外の物財費) 及び 労賃資本(労働費)
× 1/2 (栽培期間率) × 1/2 (資本凍結率) × 4%

3. 土地改良及び水利費

- (1) 土地改良費の償還金の算出
- ① 事業費(灌水施設等の減価償却資産の取得にかかる経費のみ) 10a 当たり 150 万円
補助率 92.5%、受益者負担 7.5%、20 年償還
 $1,500,000 \text{ 円} \times 7.5\% \div 20 \text{ 年} = 5,600 \text{ 円}$
 - ② 各種施設の修繕や事務局経費など 10a 当たり 500 円
 - ③ 水利費 10a 当たり 1,000 円
- (2) 10a 当たりの土地改良及び水利費は、①+②+③=7,100 円を計上

4. カンキツ園の園内道整備費(構築物で整理)

園内道・作業道は、1.5~2.0m幅(SS体系利用)で一部舗装がある場合を10a当たり15万円、1.0~1.2m幅(動噴防除機体系)の場合を10万円とし、耐用年数はいずれも15年の全額償却で計算

SS体系での園内道費の算出(3ha規模)
 $300 \text{ a} \times 15 \text{ 万円} / 10 \text{ a} \div 15 \text{ 年} = 30 \text{ 万円}$ (10a 当たり 10,000 円)

5. 修繕費

建物・施設・構築物は、取得価格の1%、農業機械は、取得価格の3%で換算

6. 保険・共済費

保険・共済費は、農作物(米、麦)、畑作物(大豆)、果樹(温州みかん、びわ)、家畜、園芸施設(ハウス)等の共済掛金を計上。

7. 物件税及び公課諸負担

原則、第64次農林水産統計年報（平成28年度および29年分）の統計データを採用するものとする。ただし統計にない部門・品目については、営農規模・形態の近い品目の額を採用する、もしくは、農産園芸課調べの数値を採用する。

8. 労働費の見積額

- (1) 家族労働費は、1時間当たり1,000円、1日当たり8,000円
- (2) 雇用労働費（常時）は、1時間当たり1,000円、1日当たり8,000円
（法定福利費の事業主負担分相当を含む）
- (3) 雇用労働費（臨時）は、1時間当たり800円、1日当たり6,400円
- (4) オペレーター賃金は1時間当たり1,500円、補助員賃金は1時間当たり1,000円

9. 地代の見積額

- (1) 地代の見積額は、県内農業委員会がホームページなどで情報提供している実勢賃借料を参考に、10a当たり田10,000円、畑9,000円とし、飼料畑は4,000円で計算した。
- (2) 期間借地の場合は、地代の1/2とした。

10. 生産管理費

生産管理労働（簿記記帳、作業記録等）とパソコンの減価償却費

- (1) 生産管理費は、農林水産省の生産費調査に準じて、農産物の生産のために投下した生産管理労働、集会出席の交通費、技術習得に要する受講料・参加料、事務用机、消耗品、パソコン、ファックスの減価償却費、修繕費、電話代等とした。
- (2) 生産管理費を1経営体当たり100,000円とし、各作物の面積で按分した。
（内訳）
電話代24,000円、修繕費6,000円、消耗品費10,000円、研修受講料・旅費10,000円
減価償却費は、パソコン及び周辺機器を200,000円、耐用年数4年とし、50,000円の償却額を各作物の面積で按分した。

11. 資材費

燃油代については、離島部を除く県内の5年間の平均単価のうち最高・最低を除いた3年平均（A重油79円、灯油87円、軽油124円、レギュラーガソリン142円）を採用した。
肥料、農薬、飼料費は、基準技術作成時の単価を用いた。

12. 作型別・作物別の出荷経費

出荷経費は、主産地の主要出荷市場までに要する経費（選果経費、運賃、手数料）

13. 品目別の主要出荷先

普通作部門	出荷先
水稲	農協
麦類	農協
大豆	農協

野菜部門	出荷先	野菜部門	出荷先
ばれいしょ	京浜	ネットメロン	京阪神
にんじん	京阪神	かぼちゃ	京阪神
春はくさい	京阪神	にがうりハウス	京阪神
秋冬はくさい	福岡	スイートコーン	京阪神
だいこん	京阪神	冬キャベツ	広島
レタス	京浜	ブロッコリー	京阪神
いちご	京阪神	にら	京浜
トマト促成	京浜	いんげん	京浜
きゅうり	県内	えんどう(スナップ)	京浜
アスパラガス	京浜	そらまめ	京浜
ミニトマト促成	京浜	早出したまねぎ	京阪神
トマト抑制	県内	普通たまねぎ	県内
なす促成	京浜	しょうが半促成	福岡
すいか	京阪神	おくら	福岡
小玉すいか(半促成)	京阪神	たまねぎ(加工・業務用)	農協
アムスメロン半促成	福岡	たかな(加工・業務用)	農協

花き部門	出荷先
きく	京阪神
カーネーション	京浜・京阪神
ガーベラ	京浜・京阪神
ばら	京阪神
トルコギキョウ	京浜・京阪神
アスター	京阪神
きんぎょそう	京阪神
ストック	京阪神
ひまわり	京阪神
小ぎく	京阪神
ほおずき	京阪神
ラナンキュラス	京阪神

果樹部門	出荷先
かんきつ	京浜
びわ	京浜
なし	県内
もも	県内、京浜
ぶどう	県内
いちじく	県内
キウイフルーツ	県内

工芸作物部門	出荷先
茶	西九州茶連、小売
葉たばこ	JT

家畜部門	出荷先
酪農	福岡、県内
繁殖牛	県内家畜市場
肥育牛(黒)	佐世保、近畿
肥育豚	県内
採卵	県内
ブロイラー	県内

林業部門	出荷先
ひのき	県内、佐賀
しいたけ	京浜

14. 家族労働の月別限界労働時間

家族労働1人当たりの年間労働時間は、2,000時間を目標として、月別の限界労働時間を設定し、雇用労働との調整を図る。

(単位:時間)

月	家族労働力					算定の方法
	1.0人	1.5人	2.0人	2.5人	3.0人	
1	178	267	356	445	534	(31-5日)×6/7日×8時間
2	192	288	384	480	576	28日×6/7日×8時間
3	213	320	426	533	639	31日×6/7日×8時間
4	206	309	412	515	618	30日×6/7日×8時間
5	213	320	426	533	639	31日×6/7日×8時間
6	206	309	412	515	618	30日×6/7日×8時間
7	213	320	426	533	639	31日×6/7日×8時間
8	192	288	384	480	576	(31-3日)×6/7日×8時間
9	206	309	412	515	618	30日×6/7日×8時間
10	213	320	426	533	639	31日×6/7日×8時間
11	206	309	412	515	618	30日×6/7日×8時間
12	199	299	398	498	597	(31-2日)×6/7日×8時間
計	2,437	3,658	4,874	6,095	7,311	

- 注) 1. 休日を1週間に1日設定する。
 2. 1日の労働時間は8時間とする。
 3. 1月に正月休み5日間、8月に盆休み3日間、12月に正月準備2日間を設定する。